

# 生命保険業の発展と保険政策との関係に関する一考察

## —第二次大戦前後における競争から規制への変遷を中心として—

大坪 英二郎 (立教大学大学院)

### 1. 本研究の背景と目的

日本は、少子高齢化社会が一段と進んで、いよいよ人口減少社会に突入した。継続的な人口成長を前提とした経済パラダイムは変更を余儀なくされ、すべての産業界は新たな時代に向けて経営変革を急いでいる。

こうした中で、保険業を取り巻く環境も大きく変化した。保険の自由化・規制緩和が進められて、保険会社は、厳しい市場競争にさらされている。また、経済や金融のグローバル化に伴って、現代社会に潜むリスクは、多様化、複雑化、巨大化する傾向が強まっている。政府は、社会保障制度改革を最重要な政策課題として取り組みを進めており、一般国民は、一層の自助努力を求められている。こうした中で、現代保険への期待が今ほど高まっている時代はない。

いかなる事業であろうとも、時代や社会の変化に合わせた対応が必要であることはいうまでもない。保険事業も、社会構造、経済状況、政策・規則、生活価値観など、様々な要因に複雑に影響を受けながら、社会に適応すべく、時代とともに生きてきた。

その中で、保険業に対する現在の政策・規制はどのような状況になっていて、またそれをどう評価すればよいのだろうか。

どのような制度でもそうであるが、何らか

の歴史的経緯を辿って、制度はつくられる。そして一旦確立された制度は、容易には変更不可能なものになる。しかし、そのような制度でも当該関係者間の政治的力関係によって、変更させられることがある。当該関係者間の政治的力関係といっても、多くの経済制度の場合、供給者側の既得権が最有力勢力となり、供給者にとって都合のいい制度改革が、安易に実施される。それに対して、需要者ないし消費者の利益増大に貢献するような制度改革は、容易に実現しないことは、多くの歴史的事実が証明するところである。1995年に保険業法が56年ぶりに改正（施行は1996年）されたことも歴史的経緯の産物である、と思われる。そこで、どのような歴史的経緯を辿って、これまでの保険政策・規制が生まれ、それに伴い保険事業がどのような展開をしてきたかを論じ、今後の保険事業の展開の方向性に関する研究に繋げることとしたい。なお、本稿では、保険業については、生命保険業（以下、生保業）を中心に論じることとする。

歴史的にみれば、保険も自由市場で取引される他の一般の財やサービスと何ら異なることはなかった。しかし自由と自己責任に基づく経済活動の浸透によるリスク認識の一般化と、保険の必要性ならびに保険需要の増大、そして保険事業への無制限な参入が事情を一変させた。保険事業は他の一般的な産業と異

なり、事業開始時にほとんど資本や設備を必要とせず、収入がもたらされ、最後にしか真の原価がわからないという「原価の事後確定性」があるため、きわめて参入が容易であった。それと同時に参入後も顧客獲得のために詐欺的勧誘や安易価格競争（料率引下げ競争）が行われやすい。実際、泡沫会社の乱立と過度の料率引下げ競争、詐欺的勧誘、自律性を欠いた放漫経営の結果、保険会社の支払不能や倒産が多発した時期が特に19世紀後半から20世紀初めにかけてみられた。

保険会社の支払不能・倒産が消費者に与える影響は、他の一般の企業倒産と比べ、その性質が大きく異なる。一般企業の場合、そこで購入した財やサービスの効用はすでに消費者が受け取っているため、消費者に関する限り大きな問題は生じない。しかし保険会社が支払不能・倒産した場合、その消費者は将来財（購入してすぐに満足や効用が得られるのではなく、将来的に効用が得られる可能性がある財）として期待していた経済的保障を失い、以後の生活や経済活動が困難に陥ってしまう場合がある。それだけでなく、善良な経営で信用を築き上げつつあった他の保険会社も連鎖的に信用を失い、保険業界全体にも悪影響を及ぼす可能性もある。経済活動の自由と自己責任の一般化により、保険消費者が富裕階層や企業から多くの一般家庭へ拡大していく時期に、自由放任による自律性を欠いた保険会社の支払不能・倒産が相次ぎ、それが社会問題化したことから、国家による保険政策・保険規制が認識されていったのである。

第二次大戦前の生保業は、競争の枠組みのあり方、および経営目的などについては、同戦時以降とは大いに異なっていた。この期間

は生保業の成熟に伴い、競争から満州事変に始まる15年戦争下での協調・統制への激しい変化があった点で、興味深い期間である。また、戦後、生保業の再出発に際して制度上いくつかの新しい変革があったとはいえ、戦後の基本的な規制システムの特徴のいくつかはこの時期に作られたといえる。こうした意味でもこの期間の分析は重要である。

戦前においては、あらゆる意味での価格競争が生きており、保険料と配当は、実効的に規制されておらず、生命保険会社（以下、生保会社）は1935年頃までは競争的な料率を自己責任で設定していた。また公的規制も設立認可業務および不正企業や財政基盤の脆弱な企業に対する監督に主眼が置かれていたため、生保会社は、自由な企業戦略を展開できる環境にあった。戦前の生保業が、なぜ大蔵省の戦後の金融行政を象徴する「護送船団行政」と呼ばれる姿に変身させたのであろうか。この疑問を解く鍵は戦時経済にあるといえる。その分析は戦後のわが国の保険政策の必要性を解く重要なポイントである。

本稿では、戦前自由競争であった生保業が戦時になぜ国家に統制されたのか、そして戦後長く続いた生保業への護送船団行政は、その本質は戦後から始まったのではなく、戦時から戦後への連続性の立場をとりながら検証し、そしてどのような環境の変化が、保険政策の転機を生じさせて、生命保険経営にどのような影響を及ぼしたのか。この問題につき、考察する。

## II. 生命保険業の第二次大戦の終戦までの発展過程

1881年の明治生命の創業をもって始まる日本の生保業は、その後、1888年に帝国生命（現朝日生命）、1889年に日本生命が創立され、1900年の保険業法の制定によりその制度的確立をみた。その後、1902年第一生命保険相互会社、1904年に千代田生命保険相互会社と、保険業法によってその設立を認められた相互会社形態による生保会社の創業がみられた。

第一次大戦期（1914年～1918年）から金融恐慌が発生する1927年までは、生命保険に対する需要が着実な伸びを示した時期であり、準則主義・公示主義<sup>1)</sup>に基づく緩やかな規制の枠の中で、活発な競争が行われた。この時期の日本経済はデフレ基調にあり、スペイン風邪の流行（1918年～1920年）や関東大震災（1923年）などの経営面への変動要因はあったものの、産業構造は比較的安定した状態を保っていた。

1927年の金融恐慌以降1937年までの期間では、昭和恐慌（1929年に米国に端を発した世界恐慌が日本に波及したもの）によって国民所得の大幅な落込みを経験し、新契約の減少、解約、失効の増大などが現われたものの、純増加は年間5～6億円を示した（図表1）。

図表1 生保会社の業績（単位：百万円）

| 年次   | 新契約   | 純増加 | 年末保有契約高 |
|------|-------|-----|---------|
| 1926 | 1,260 | 599 | 5,596   |
| 1927 | 1,170 | 441 | 5,969   |
| 1928 | 1,331 | 571 | 6,540   |
| 1929 | 1,414 | 660 | 7,200   |
| 1930 | 1,365 | 512 | 7,691   |
| 1931 | 1,558 | 562 | 8,256   |

出所：生命保険協会会報第40巻第1号

そして、弱小会社の業績が悪化する一方、

上位5社（日本、明治、帝国、第一、千代田）への契約の集中が進んだ（図表2）。

図表2 五大生保の契約保有割合

| 年次   | 占率(%) |
|------|-------|
| 1924 | 40.0  |
| 1928 | 45.2  |
| 1932 | 54.6  |
| 1936 | 60.0  |

出所：『保険年鑑』各年版より作成

戦時経済移行の端緒となる日華事変が勃発する1937年以降は、行政監督権を強化し経営基盤の脆弱な弱小会社の整理・合併を容易にするため、保険業法が改正（1939年）されて政府統制が強化される時期である。

日本の資本主義の発展に歩調を合わせるように、生保業界は1934年末には、保有契約高100億円を、太平洋戦争勃発前年の1940年末には同300億円を突破するなど、業績面において飛躍的成長を記録したのである。加えてこの時期に特筆すべきことは、こうした業績面での飛躍的成長によってもたらされた生保資金の急増を背景とし、生保会社が銀行、信託会社と並んで三大金融機関と評価されるようになるなど、金融機関としてめざましい躍進をみせたことである。

平時においては新しい保険種類の開発や新分野の開拓は、すべてではないにしても、保険会社はその経営を考慮して自主的に行うものである。しかしながら、戦争（1937～1945年）が激しくなるにつれて、すべて戦争遂行目的に捧げられ、会社の自主性が失われていった。新しい種類の保険や新分野の開発は、会社の意思ではなく戦争遂行という国家目的のために、余儀なくされるようになった。

戦争遂行という国家目的によって、生保会社の資産運用にも国家統制の圧力が伸び、生

保会社の自主性は失われていった。国債の引受要請や軍需資金を賄うための融資など強制された戦争協力が、戦後における生保業の苦境を一層深刻なものとしたのである。

### Ⅲ. 生保業の金融的地位向上の転機

生保会社の資金は、昭和初年である1926年においては10億円を超えるに至らず、普通銀行の資金量の1割にも達しない状況のため、その金融的地位は極めて低かった。しかも量的にはなお小さく、その投資政策はきわめて消極的に留まっていたため、生命保険資金（以下、生保資金）は金融界においてほとんど問題にされていなかった。ところが、その後生保資金は著しく急速に増加していった（図表3）。

図表3 生保資金と銀行預金

（単位：百万円、％）

| 年末   | 銀行預金   | 生保資金  | 比率   |
|------|--------|-------|------|
| 1926 | 10,246 | 884   | 8.6  |
| 1930 | 10,377 | 1,364 | 13.1 |
| 1935 | 11,914 | 2,204 | 18.5 |

出所：生命保険協会会報第40巻第1号、  
財政経済統計年報昭和23年より作成

#### 1. 生保の資金運用の積極化

生保の資金運用の積極化は、まず産業貸付と社債投資への進出に現われた。生命保険協会会報〔1959〕によると、1930年における資金運用の年間増加資産1億1,300万円のうち貸付金が実に8,100万円に上っており、これに対して有価証券は2,300万円に留まっており、前年（7,850万円）に比して大幅な減少を示している。金解禁が実施されたこの年において産業界の不況は一段と深刻となり、銀行、信託会社が資金の逼迫と産業界の先行

不安から新規貸出の停止ないし貸出の回収を実施したことに対し、生保会社がその増大する資金によって積極的な貸出進出を行ったことが窺われる。一方、社債投資において1930年に株式投資が4,400万円も激減しているのに対して、社債投資は4,800万円もの大幅増加を示している。したがって、当時の有価証券投資は専ら社債に集中していたことができるのである。1930年下期以降におけるこのような生保の貸付ならびに社債引受、投資による産業金融への進出は、普通銀行、信託会社の既成地盤への割り込みであり、その資金量の急激な増大と相俟って金融界における生保会社の地位を急激に上昇せしめることになったのである。

#### 2. 生保会社の金融的地位の確立

生保会社の産業金融進出に関連して見逃すことができないのは、1930年下期以降における「生保証券会社」の設立、「産業調査協会」および「五日会」の成立である。

##### (1) 生保証券会社の設立

昭和恐慌時の株価の暴落で、政府においても、証券市場不振の経済界に及ぼす深刻な影響を考慮し、有価証券価格の安定のため生保資金の活用を望んだ。このような状況下に、1930年6月蔵相の井上準之助は生保会社の首脳を招き、株価維持を依頼した。これが契機となって、有価証券の下落防止のために生保会社の手による証券投資会社の設立の動きが始まり、生保32社が参加して、同年10月に生保証券株式会社が創立された。この会社は、資本金5,000万円、営業範囲を株式の所有売買ならびにこれに附帯する業務に限定した。同社が買出動を開始するとともに、株価

は騰勢に転じていき、株価安定に大きな役割を演じた。1931年12月犬養毅内閣の成立により金輸出が再び禁止されて以来は、株価は順調に回復し、生保証券はその使命を果たし、1933年2月に解散した。

## (2) 共同投資の展開

金解禁および世界恐慌による物価および株価の暴落が産業金融の面に危機をもたらしたため、政府が民間の金融界の協力を動員することによって切り抜けようとする対策の結果、「産業調査協会」および「五日会」が設けられた。1930年6月、政府および日銀は、シンジケート銀行団と懇談会を開き、産業合理化援助のため事業会社の関係銀行間に融資連盟を組織することを申合せたが、その実行のためには個々の銀行の調査のみでは不十分な恐れがあった。そのため、共同調査機関を設置すべきではないかとの趣旨から、17銀行、7信託会社、5生保会社（明治、帝国、日本、千代田、愛国）に日本銀行を加えた30社を会員とし、「産業調査協会」が結成された。重要産業を営む事業会社の状態および経営方針等を調査報告し、金融または投資の参考資料に供する等を目的とするものであった。

「産業調査協会」に有力信託、生保会社が参加するとともに同年11月5日には銀行、信託、生保の3社間に「五日会」と称する金融懇談会が結成された。「五日会」は、7つの大銀行、三井・三菱の両信託および7生保会社（明治、帝国、日本、第一、千代田、安田、愛国の7生命）が参加して、各事業会社に協調融資するものであった。このようにして生保会社の銀行、信託との連携が強まっていった。

1933年4月生保有志会社で生保シンジケートを結成して共同投資に当たる方針を決めた

が、同年7月に至り、全生保会社がこれに参加し、8月には「生保投資団」を結成して社債の直接引受、大口の共同貸付、財閥公開株の引受などに進出した。その機能は次第に強化していった。しかし、その後低金利のため生保会社の貸出は不振となり株式投資に関心をもちざるをえなくなり、株価安定の機関が必要となった。そして再び生保証券の設立が要望されるに至った。この動きは1934年末に始まり翌年8月には各生保会社の出資により第二次の生保証券株式会社が設立された。第一次生保証券は株式の売買に目的を置いたが、第二次の場合は、このほかに①株式以外の有価証券の応募、引受、買入、②株式公社債の払込または元金もしくは配当金払渡の取扱、③貸付金ならびに金融の仲介の各項が事業目的に加えられた。

生保会社は昭和初め頃から、第一次・第二次生保証券あるいは生保投資団などにより共同投資を進め、その活動は次第に活発化していった。

## (3) 生保業の金融的地位の確立

山中〔1966〕は、生保証券会社、産業調査協会および五日会について注目すべきことを述べている。すなわち、「それらの設立は生保会社の金融機関としての地位の上昇の1指標とみられると同時に、かつての『銀行すなわち金融機関』の時代が『3大金融機関』の時代への移行しつつあったことを示すものともいえるのである」とされ、「昭和初期は生保会社の金融的地位の確立期とみる事ができる」と主張している<sup>2)</sup>。

そこで、さらに山中氏が上述の見解をとるにいたった根拠をみることにする。山中氏によれば、金融恐慌後の情勢は、生保会社の金

融的地位を上昇させることになったのであり、それを生保資金の増大と資金運用の積極化によって説明される。すなわち、「金融恐慌は休業銀行の続出、その後の始末としての銀行の整理、合併、解散、預金の切捨てなどにより、一部生保会社の預金勘定に若干の損失をもたらしたが、他方において銀行預金の減少とその後に展開された低金利情勢は、はからずも生保会社の金融的地位を上昇させるきっかけとなった」のであり、それは第1に、銀行預金の減少にもかかわらず生保会社の資金は引き続き増加したので、生保会社の金融界における相対的地位は向上したということであり、第2に、低金利情勢の展開を背景に生保会社の資金運用は著しく積極化したのである。

また、他の頁では、「昭和5～6年（1930～1931年）ごろに、わが国における生保会社が金融機関としての地位を確立したというのが定説となっている」とされている<sup>3)</sup>。

#### IV. 生保会社間の競争激化

##### 1. 戦間期の保険料と配当競争

金融恐慌以来の不況を克服しようとする各社は新契約獲得競争に走った。1917年から1935年の戦間期の生保業では、生保会社が保険料と配当の組合せ方法を用いて他社と競争するという現象がみられた。高保険料と高配当（以下、高一高という）の組合せを選択する会社もあれば、低保険料と低配当の組合せ（以下、低一低という）を選ぶ会社もあり、どちらの会社も、自社の方法こそが被保険者のためになると主張したのである。なぜこの時期にこのような競争が行われたかという点、当時の規制が現在と比べてかなり緩かったこ

とがある。保険料と配当は実効的に規制されておらず、生保会社は1935年ごろまでは、競争的な率を自己責任で設定していた<sup>4)</sup>。この募集競争は新契約者の争奪に留まらず、予想配当を武器として既契約者に早期解約をすすめる掠奪募集も横行した。

##### 2. 競争の激化と収斂

第一生命は、最初に設立された生命保険相互会社であるが、1902年の設立以来、安全性に重点をおいた経営方針をとり、他社の大半が4%の予定利率を採用していたのに対し、3.5%に設定していた。その結果、保険料率は他社より高くなっていた。相互会社である第一生命と千代田生命の2社は、配当率の引上げをめぐる互いに競争していた。

高一高の保険契約は、1917年に第一生命によって最初に販売された。この年、第一生命は配当率を一挙に3%から4%に引き上げた。これはおそらく当時4%を支払っていた千代田生命に対抗するためであったと思われる。

帝國生命と大同生命は当時株式会社であったが、昭和初期（1926～1927年頃）には高一高方式を採用した。帝國生命は低保険料で無配当の保険を1924年に販売していたが、1927年に高一高方式に転換した。大同生命は1926年に高一高方式に転換した。

他方、1921年には明治生命が養老保険に低保険料率を設定した。株式会社である明治生命は設立当初より一貫して低い配当率を採用していた。1921年には明治生命は低一低方式を採用していることを大々的に宣伝した。当時明治生命は深刻な経営不振に陥っており、低一低方式をとることによって、この不振から回復することを意図したのである。

明治、日本、愛國、安田、日華などの株式会社は1927年までに低保険料方式を採用したが、1927年以降は、これらの会社は次々と配当率と保険料率を引き上げた。

たとえば、明治生命は配当率を1928年と1930年に引き上げ、1936年には5%の高配当の保険を販売した。安田生命は1937年に一部高配当政策に転換した。

以上をまとめると、相互会社の間競争の結果、高配当保険商品の方が、1917年に先に現れた。これに対抗するために、株式会社が1921年に低保険料色を強めた。このようにして、高配当保険と低配当保険の対比が際立ってきた。

金融恐慌（1927年）までは高一高方式を採用して、低保険料政策を採用する数多くの会社と競ったのは、第一生命と千代田生命だけだった。1927年頃に株式会社であった帝國生命と大同生命が高一高グループに加わり、低一低方式をとっていた会社のうち、いくつかは配当率を引き上げ始めた。1936年には低一低グループのリーダー的存在であった明治生命が高一高方式に転換し、日本生命、安田生命もそれに追随した。このようにして、高一高対低一低競争は高一高方式に収斂する形で終息した<sup>5)</sup>。

生保会社の配当支払いについて明確に協調体制ととるようになったのは、臨時資金調整法が実施され、生保会社の資産運用に関しても統制が強化された1937年頃である。

## V. 戦時統制経済と金融統制

### 1. 戦時経済と金融政策

「自由経済」システムから「計画経済」シス

テムへの転換の契機となったのは、1936年2月の2.26事件で、1937年7月以降本格的な経済統制が開始され、1949年のドッジ・ラインまで、12年間にわたり「計画経済」の時代が続いた。1920年代のカルテルの組織化や石油業法（1934年）、自動車製造事業法（1936年）など政府による特定産業の保護・育成政策がみられたものの、基本的に政府が市場へ直接介入することはなく、欧米型の競争的な市場経済システムが機能していた。経済活動の中心は民間企業で、企業経営においても株主の権限が強く反映され、企業の設立や増資・社債募集、市場への参入や退出の決定は企業判断に基づいて行われた。

1931年9月満州事変勃発で、満州占領とその後の満州国樹立となり、日本は準戦時体制に移行し、さらに1937年7月盧溝橋事件で、日中戦争の勃発とその後の戦線の拡大により、戦時体制に移行した。1941年12月真珠湾攻撃により太平洋戦争が勃発し、戦線が拡大したのに伴い、戦時体制の拡大強化となる。このような軍事行動の段階的拡大の中で、兵器・軍需品の補給の増大は不可欠であり、その生産に向けて日本帝国全体で支援する体制が構築される。それが戦時経済体制であり、生産要素の総動員体制と換言することができよう。そのためには市場の自立的調整に委ねることができず、強権的・統制的手法が採用される。それが統制経済であり、市場に対し法的規定を有した命令で介入するシステムである。統制経済は戦時体制の深化の中で拡大強化されていった。戦時統制経済にも生産現場に介入する規制、企業が必要とする資金市場に介入する統制、企業が必要とする労働者動員に介入する統制、経済活動で取引される市場価格

に介入する統制、財の移動等の運輸サービスに介入する統制等がありうる。日本の戦時経済では、そのいずれにおいても強力な統制が導入された。

日中戦争・太平洋戦争は日本の経済システムに強いショックを与え、その不可逆的な変化の原因となった。すなわち、軍需への大規模な資源動員は既存の市場経済システムによっては困難であったため、計画経済システムの構築に向けて、相互に補完的なさまざまな制度改革が実施され、その補完性が基礎となって戦時時代に導入された一連の諸制度が戦後も存続し、経済復興と高度成長の制度的基礎を提供した。

戦時体制下の金融政策は、財政膨張を起点とする景気の過熱、国内資金需給・国際収支の逼迫のなか、軍備拡張や戦略物資の確保のため、財政・金融の引締めができなかった。その中で重点産業への低利資金供給、公債消化、物価安定を目指すために、消費節約・貯蓄奨励、資金運用統制、貿易・為替管理といった市場統制へと進まざるを得なかった。一方で金融市場は急激な拡大を遂げ、金融機関は統制に沿った新たな事業を展開するとともに業態の再編が進んだ。それは金融市場の動揺の恐れも生み出すものであり、積極的資金動員と並行して市場安定化という政策課題も浮かび上がった。

## 2. 戦時金融統制

戦時金融統制は、一般にまず、戦争遂行のための戦時経済運営の必要性に基づき、この政策目的（必要）に適合するように、金融市場の資金の流れを規制するとともに、その資金供給の源である国民の資金の組織的な動員

を図ろうとしたものということができよう。

戦時金融統制は、1937年7月の日中戦争の勃発後、同年9月の臨時資金調整法の制定をもって始まり、戦争拡大・長期化とともに強化され、統制強化の動きが加速していった。

### (1) 戦時金融統制の目的

この戦時金融統制においては、①国債の消化（その消化資金の調達）、②軍需生産の増進のための生産力拡充資金（産業資金）の調達、③前述の①および②のための資金の動員対策として国民貯蓄の増加の推進、の3つが目的とされた。

軍事費を主体とする財政支出の拡大は、国債発行に大きく依存していたが、政府は、この国債を主としてまず日銀引受けで発行して資金調達を行い、次いで日銀がこの引受国債の市中売却（銀行、保険会社などの市中金融機関による買入れ）を図ることになり、こうしてこの国債の消化の推進が、戦時金融統制における資金動員対策の最重点となった。

この資金の担い手は市中金融機関であり、市中金融機関の資金運用（融資）を上記の国債の買入れと併行して、重点産業に対する資金供給に集中させようとした。そして、この融資規制は、長期・設備資金の融資に対する規制から始まって、短期・運転資金を含む融資全体の規制へと進んだ（さらに、この融資と国債消化の両者の推進の要請によって市中金融機関の資金繰りが逼迫すると、日銀貸出の増加が両者の推進を支援した）。

また、この生産力拡充資金の供給増加の推進において、市中金融機関の融資活動を補強するために各種の国策金融機関が設立され、政府などの出資と政府保証債券の発行による

資金調達に基づいて「時局」産業・企業への資金供給を進め、あるいは市中金融機関の融資活動を支援した。

国債の消化と生産力拡充資金の増加のための市中金融機関の資金運用に対する規制は、次いで、市中金融機関の資金調達の増加対策へと向かい、国民からの資金動員の強化が図られることになる。これは、国民貯蓄増強の推進であり、国民保有資金の貯蓄奨励から始まり、個人の収入の貯蓄の強制へと進んだ。

そしてまた、このような資金動員の強化においては、戦時経済の運営に不可欠な物価・配給統制を維持するために国民購買力を積極的に吸い上げるという意図が加わり、消費物資の生産・供給の減少が甚だしくなるにつれて、金融統制におけるこの側面の重要性が増すことになった。

## (2) 戦時金融統制の対象と運営

金融統制の対象は、専ら、資金の調達・運用の担い手である市中金融機関に置かれ、市中金融機関の金融活動、特にその資金運用（運用方法・使途）を規制し、これを前項の①・②の政策目的に従わせようとした。この融資規制の実施はまた、長期・設備資金の融資を対象に始まり、短期・運転資金を含む融資全体へと進んだ。

融資規制の方法としては、まずは、市中金融機関（あるいは団体）による資金運用の自主的調整（自主的規制）の要請と、その運用方法に対する政府の認可・許可制の導入（日銀がこの実務を担当したとされる）との併用に始まり、さらには、政府が直接、金融機関に対して融資命令を発しうることとなった。そして、これらの政府の規制措置は、金融統制の法令の制定によって、法的な裏付けを付

与された。

なお、このような金融統制下での融資については、市中金融機関の採算性の確保（資金調達・運用における金利の設定を中心手段とする）が認められるとともに、政府の要求に従う市中金融機関の融資（資金供給）に対しては、種々の方法で、その損失時の政府補償が付されることとなった。

金融統制の運営においては、政府が、統制に必要な各種の法令（臨時資金調整法、国家総動員法、財政金融基本方策要綱、日本銀行法、金融統制団体令等）を制定し、これを実施するという形で統制方針を指示し、日銀が自己の通貨供給力に基づいて、戦時財政を支えるとともに、市中金融機関に対する金融統制の運営機関となった。

なお、太平洋戦争期に入り、全国金融統制会が設立されると、日銀が主宰するこの統制会が金融統制の運営の表面に出て、市中金融機関の資金運用の規制に当たった。

## VI. 戦時の保険行政

### 1. 保険会社の役割

戦時期の資金動員として、銀行等の預金金融機関の貯蓄動員は、地域や職域に貯蓄組織を設立し、政策的に貯蓄の必要性を訴求することで比較的容易に成果を見出せるため、実際に多面的に行われてきた。非預金金融機関（保険会社などの預貯金を取り扱わない金融機関）においても貯蓄動員が可能な業態がある。それが保険業であり、保険料として保険を販売した顧客から徴収することで、運用可能な資産を増大させ、保険事故に備え蓄積する。とりわけ長期保険が中心の生命保険において、

保険料率にも影響を受けるが、保険を巧みに販売することで、保険料を蓄えそれに見合う資産を蓄積し運用することができる。戦時における保険会社の資金運用は有力な金融業務であり、その運用資産は増大を続けた。特に生保業はすでに第一次大戦期に有力な機関投資家としての役割を獲得し、株式・債券の大口保有者として存在意義を高めていた（図表4）。

図表4 株式の所有構造 (単位:%)

| 年    | 銀行  | 保険  | 民間    | その他 | 合計    |
|------|-----|-----|-------|-----|-------|
| 1890 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 | 100.0 |
| 1895 | 5.6 | 0.2 | 94.3  | 0.0 | 100.0 |
| 1900 | 8.2 | 0.6 | 91.2  | 0.0 | 100.0 |
| 1905 | 6.5 | 1.0 | 92.0  | 0.6 | 100.0 |
| 1910 | 4.0 | 0.9 | 92.9  | 2.2 | 100.0 |
| 1915 | 4.6 | 1.4 | 92.5  | 1.5 | 100.0 |
| 1920 | 4.0 | 1.6 | 94.0  | 0.4 | 100.0 |
| 1925 | 5.0 | 2.1 | 92.3  | 0.6 | 100.0 |
| 1930 | 5.2 | 3.9 | 89.4  | 1.5 | 100.0 |
| 1935 | 4.4 | 5.5 | 89.5  | 0.6 | 100.0 |
| 1940 | 4.4 | 7.1 | 87.6  | 0.9 | 100.0 |

(出所) 藤野・寺西(2000)

金融新体制の課題の一つが、産業資金における銀行の間接金融の形成であったが、生保会社は、それを補完して国債の大量消化の受け皿の一つとしての機能を発揮するとともに、軍需、戦時関連事業の社債の割り当て先としても大きな役割を果たした<sup>6)</sup>。

なお、戦前、戦時の保険商品の特徴として、徴兵保険<sup>7)</sup>が挙げられる。これは、養老保険の一種で大正時代終わりまで、日本の保険会社の一番の稼ぎ頭だった商品に成長した。しかし、1937年の日中戦争勃発による契約高増大と入営率上昇などで徴兵保険全体では支払

い超過に転じ、苦しい運営を迫られた。

## 2. 戦時保険業対策

1941年7月に太平洋戦争開戦を見越して商工省監理局は「戦時保険対策要綱」という戦時対策方針をまとめている。この文書によると、民間保険では一般に戦争による損害を補填することができないため、国民生活に脅威をもたらすことになる。この具体的な対策の要点の一つは、以下のとおりである。

「戦時生命保険に対する対策として、出征者や戦争被害者に対し保険金支払を確保するため、開戦と同時に低率で一律の戦時保険料を徴収する。保険会社から死亡事故に対する保険金を支払わせ、戦争保険料をプールした資金から保険金を支払った責任準備金との差額を保険会社に交付する、必要な場合には戦争事故の保険金の支払に制限を加える、この対策を開戦と同時に採用し勅令で対処する」<sup>8)</sup>。

このように生命保険の一律戦時保険により戦争死亡事故の保険金財源に充当し、不足については政府が補填する。これを所管する行政組織が再編され、1941年12月は商工省から保険行政は大蔵省に移管された（後述）。この行政機構改革に対して、当時の大蔵大臣の談話によれば、「保険、取引所等に関する行政は、金融問題に重点を置き金融統制実施の見地からこの業態を他の金融行政と一元化することを適当と認めたものであり、保険会社は近時その契約高は著しく増加を示しており、その蓄積運用する資金の総額は相当の巨額に上る。そのため、その金融機関としての重要性はきわめて大なるものとなったのであり、国家の総資金の中で戦争目的の達成のため最も有効利用することが要請される」というも

のであった<sup>9)</sup>。

すでに生保会社の運用資産が巨額化する中で、政府の資金計画に組み込まれており、保険は金融ではないという論理は到底通用しない時代になっていた。

### 3. 生保事業の三省共管時代から大蔵省への移管

満州事変に始まったいわゆる「準戦時経済体制」から、日中戦争の勃発によって「戦時経済体制」に転換した頃には、生保会社の保有する巨額の資産運用が注目を浴びるようになった。臨時資金調整法（1937年）による設備資金の統制に見られるように、戦争遂行のために資金を効率的に融通する金融システムの構築が模索されるとともに、郵便貯金と並んで生保資金が、このシステムに対して補完的な役割を果たすことが期待され始めた。戦争遂行のための資金調達として国債の発行が重要であったが、金融当局は、当初インフレを抑えながら大量の国債発行を行う必要があり、国債の市中消化に心を砕いていた。昭和恐慌を契機として産業資金について直接金融から間接金融にウェイトが移りつつあり、銀行の産業金融に果たす役割が増大し、銀行に対して大量の国債消化を期待できない状況にあったので、郵便貯金と生保資金による戦時国債引受が強く要請された。大蔵省は、商工省を通じて、たびたび生保会社の国債保有の増加について要請を行ってきっていたが、商工省の方針として、最終的には生保会社の自主性に任せてきた。

しかしながら、戦時国債の消化が重要な国家的問題になるに及んで、商工省は生保業界に国債保有の強制を命じることになった。そ

の結果、1937年以降、資金増加分に対する一定の比率で国債を割り当てる方式を採用して、国債の増加を強制することになった。ただし、生保会社の利潤を無視することはできないので、それと引き換えに「逆ざや」が生じていた一部商品について予定利率を引き下げることにより、また激烈な競争によって高めになっていた契約者配当率についても業界の協調を導いて2回にわたって引き下げを実行させた。このように商工省による保険行政は、準戦時体制から戦時体制にかけて統制傾向を強めたが、最終的には業界の自主的な意思決定を尊重し、利潤動機を否定するようなことはなかったことが特徴であった。

戦時経済下において、強い軍隊を育成するという期待から、国民の体位の向上と国民福祉の増進に対する関心が高まっていた。1937年7月に保健社会省を新設して、その目的をあたらせることを決定した。新省に生命保険監督業務の移管も検討されたが、大蔵省が、金融政策上の立場から生命保険の監督を、大蔵省を含めた三省で共管することを主張した。このようなこともあって、1938年1月に厚生省が設立されると同時に、生命保険に関する監督が三省共管となった。法的には厚生省設立と同時に勅令「生命保険会社の監督に関する件」が公布された。これによって三省共管時代が始まったのである。ただし、勅令は二か条の簡単なもので、「①生命保険会社の被保険者福利施設に関する監督は商工、厚生両大臣の共管とすること。②生命保険会社の財産運用に関する基準的事項については、商工大臣は大蔵、厚生両大臣に協議して規定すること」ということだけのものであった。こうして一つの産業に対して3つの官庁が監督を

行うという複雑な制度ができ上がったのであるが、勅令からも明白のように、商工省が保険監督の要であることは変わらなかった。

三省共管といっても、実施的には商工省を主体として、他の二省が随時加わるというものであった。一方において大蔵省の保険資金統制の意思は、新省設置問題による中断を見たが、戦時経済の進展の下、ますます強いものとなった。

1941年12月8日に日米開戦となり、保険行政は、12月13日に急転直下、大蔵省に全面的に移管されることが決定された。また、この移管交渉において、商工、大蔵両省の折衝の結果、アンコール専売と貿易為替管理が商工省に見返りとして移管された。当時の商工省側は、経済新体制の中核的な官庁の一つとして、保険および証券行政にまで実務的に手が回らなかったという事情がある。こうして保険行政は、金融新体制の下で金融機関として日銀支配下のブロックに入るものとして位置づけられることになった。そのため1942年1月に金融統制団体に関する勅令案要綱が決定されると、生保業界もその一環として組み込まれることになった。金融統制団体令(1942年4月)が公布され、同年5月には業態別統制会の一つとして生命保険統制会が設立された。

#### 4. 生命保険統制会の設立と事業費規制

生命保険統制会の設立経緯とその事業に関しては、大蔵省の管轄に変更される前後に、その監督規制において特に目立った変化が生じたのは、生保会社の事業費に関する規制である。商工省は、1942年度分から新契約費予定支出について当局の承認を必要とするこ

とにしていた<sup>10)</sup>。商工省は、かねてから過大な販売競争を抑止するために「新契約制限法」を研究していた<sup>11)</sup>。新契約費の承認制度は、この研究の延長上にあると考えられ、その目的は、生保会社の販売に関する無駄な事業費を抑制することであった。

これを受けた大蔵省は、より洗練された手法によって事業支出を規制する方法を模索した。大蔵省は、1942年9月に、生命保険統制会を通して、事業費支出の制限について各社の意見を腹藏なく回答するように質問書を送った<sup>12)</sup>。これに対する各社の回答を吟味した上で、1942年11月に生命保険統制会に対して事業費科目処理および新契約費賦課規定の作成を勧奨した。これを受けて生命保険統制会は翌2月に上記規定を作成し、会員各社に指示した。これによって監督官庁は、各社の事業費について統一的基準により把握することがはじめて可能となったのである。このことは、戦後生保システムにおいて事業費枠の設定に活かされることになり、護送船団行政の中での規制された競争ルールに継承されたものと考えられる。

## VII. 戦後における金融事業の役割と生保事業の特殊性

### 1. 金融事業の役割

戦時の資金動員対策として国民の貯蓄奨励運動は、1938年4月の閣議申合「国民貯蓄奨励ニ関スル件」を機に本格的に実施された。これは国民保有資金の貯蓄奨励から始まり、個人の収入の貯蓄の強制に進んだ。銀行等の預金や保険会社の保険料という形で資金動員された。

終戦を迎えたとき、金融システムは混乱状態にあった。銀行は資金の最大供給源となっていたが、その貸出のすべては軍需会社に向けられており、信用価値を評価するという役割はまったく萎縮していた。持続的な経済回復のためには、投資資金が必要だった。そのため、証券市場が復活するか、あるいは銀行部門が強化されなければならなかったが、この時点ではどちらも難しかった。重大な問題として、戦時債券の問題があった。軍需会社は軍事生産の代償として政府から膨大な支払手形を受け取っていたが、GHQからの圧力に遭い、最終的には債務の完全切り捨てを決定した。これは金融機関のバランスシートを大きく損ねた。つまり、政府は政府保証その他に通じる直接、間接の戦時をすべて事実上踏み倒したのである。星他（2006）によると、このことによる損失（918億円）は膨大で、1946年度の国民総支出（4740億円）の実に約5分の1に達した<sup>13)</sup>。また、生保業界も壊滅的な打撃を受けた。巨額に上る海外資産の喪失、悪質な戦後インフレによる新契約の不振、解約の増大と、政府による戦時補償の打ち切りは、業界再建に大きな障害となっていた。戦時債務打ち切りによりほとんどすべての企業が実質債務超過に陥った。このことは、金融システムの機能不全をもたらした。新しい資金は過去の負債の返済に流用される危険にさらされるため、資金の供給が激減した。株式取引所は1945年8月に閉鎖され、GHQにより再開は1949年まで許可されなかった。このような中で、資金調達手段として頼ることができるのはもはや銀行しかなかった。

戦時の補償打ち切りが、企業の営業継続を妨げないための立法措置がとられた。1つは

企業向け、もう1つは金融機関向けの法律であり、両者とも1946年8月に施行された。

この法律で金融機関を含む企業は、資産と負債を事業の継続に不可欠な部分（新勘定）と不必要な部分（旧勘定）に分割した。戦時補償の打ち切りによって回収不能と予測された資産は基本的に旧勘定に割り当てられた。企業は新勘定を用いて事業を継続する一方で、旧勘定を整理した。金融機関のバランスシートは他の企業に先立って迅速に健全化された。これは、企業債務の再編と戦後復興を主導するため、最初に金融機関の財務状態を健全化すべきという日本政府と占領当局の考えを反映していた。

戦後の復興のためには、石炭、鉄鋼等を生産していかなければならず、戦時の軍需産業と同様に国が統制しなければならない。そのための資金を調達せざるを得ず、この集金システムを作っていくときに、銀行と生保に護送船団行政としての仕組みを構築していった。この極めて特殊な計画経済の中で銀行と生保の制度が構築されたといえる。そのゆえに、金融事業は政府の規制を受けて、他の産業と違い、統制されてきたのである。

## 2. 生保事業の特殊性

生保事業の特殊性として認識せねばならないのは、生保事業の保険と金融の複合的な性格である。銀行と並ぶその金融機能において、生保事業の主たる資金源は、契約準備金（保険金支払いまでの蓄積資金である責任準備金）であるが、その資力は大きく、すでに戦前において保険会社は銀行・信託と並ぶ三大金融機関と称されるほどであった。

その金融的特徴のほかには社会保障と生命保

険との相互補完作用が挙げられる。戦前・戦時の社会保障は、社会保障の形式だけは整えているが、実質的には戦時体制下の労働力の保全と戦費調達という戦争遂行の役割を担ったものであり、本格的な社会保障の発展は第二次大戦の終了を待たざるを得なかった。そもそも社会保障は、社会全体の手によって国民の最低限度の経済生活を保障しようとするものであって、その域を出るものではないし、またそれを出てはならないものである。したがって、もしそれ以上の経済生活の保障を確保しようとするならば、各個人または企業の責任においてそれを準備しなければならない。社会による保障と企業に保障と、個人の責任による保障という「三本立ての保障」によって、国民の経済生活の保障が全きを得るといわれる理由はここにある。

このように、社会保障が最低限度の経済生活の保障をはかる任務にとどまる以上、より高い生活水準に対する準備をするためには社会保障以外の方法によって、その確保を図らなければならないから、社会保障が民間生命保険の存在を否定する理由がないのは当然のことである。それどころかむしろ、生命保険は、最低限度の経済生活の保障をはかる社会保障を補完する作用を営むものであり、両者の併存はあきらかに可能である。

日本において、社会保障が生命保険（年金保険）の発達を促す契機をつくった事例がある。第二次大戦後、日本においては家族制度が崩壊したり、食生活の改善、医学の進歩による人口の老齢化現象が生じたりしてきたため、国民大衆の老後生活に対する不安が募るようになってきた。このような情勢の中で、既存の公的年金制度に加えて国民年金制度が

創設（1959年）、いわゆる「国民皆年金」政策が展開されたことは、老齢保障に対する国民の関心を高めるのに大いに役立った。しかも、これらの公的年金制度からの老齢年金給付額は最低生活を保障するにはあまりにも低額であり、公的年金制度からの老齢年金給付によっては、到底、老後生活を安心して送ることはできないという認識が強まった。この認識は公的年金制度以外の老後生活の保障手段を求める力となり、ここに私的年金制度（特に企業年金）が大きく注目されることとなったのである。

生命保険が社会保障の補完作用を果たすことについては、これまで述べてきたとおりであるが、このような生命保険の機能を前提としたうえで、国家政策上生命保険に対する優遇措置が講じられている。

優遇措置のうちで最も代表的な例は、生命保険料に対する税制上の措置である。社会保険料については、それを課税所得から控除するという措置はどこの国でも採用しているが、生命保険料についても、一定の最高限度を設けて課税所得から控除するいわゆる生命保険料控除制度を採用するのが世界的な傾向となっている。もちろんこの措置は、生命保険の社会保障に対する補完作用のみを認めたものではなく、長期の資本蓄積奨励策としての面も合わせ持つものである。いずれの色彩が強いかは各国の事情によろうが、日本においては資本蓄積奨励策としての沿革的色彩は薄れ、現在では社会保障の補完作用促進策としての面が強くなっている。

そのような保険と金融の複合的な性格を持つがゆえ、戦後において国民生活の安定と向上のために、政府は、まず保険産業の安定を

図ることを主眼におき、他の産業に比べて、その特殊性のために保険政策（公的規制）を行ってきた。別言すれば、保険サービスの安定供給は政府が責任を負うということであったといえる。

## VIII. 結論と課題

戦前の生保業は、あらゆる意味で価格競争が生きており、生保会社は、自由な企業戦略を展開できる環境にあった。そして昭和初期からの生命保険の普及による資金量の増大は、生保会社の金融的地位を向上させた。特に1930年代に生保会社の資金力が急速に充実し、有力会社への集中を伴いながら、その資金運用が有価証券市場に重要な役割を果たすようになった。そして、国家が戦時体制に移行していくとともに生保会社の経営にも、国債保有協力等の制約が課されていった。

本稿では、戦前から戦時・戦後への生保業の発展に伴う保険政策の変遷を検証した。その結果、生保業と保険政策の関係については、戦時は生保会社の運用資産が巨額化する中、保険だけではなく金融という認識の下で政府の戦費資金計画に組み込まれ、戦後は復興資金調達のための集金システムを作っていく過程で、銀行とともに生保にも護送船団行政の仕組みの構築において、国家による保険政策の必要性があったという結論に達した。

戦後の保険行政である護送船団方式のルーツが戦時保険行政にあるといえるが、それは第二次大戦で受けた深刻な打撃から立ち直るという名目で、引き続き厳しい規制が保持され、新規参入はほぼ完全に禁止され、保険料、契約者配当などを通じての価格競争も制限さ

れたのである。戦後の混乱から業界を救い、その再生に大きな役割を果たした。

1970年代の金融自由化によって業際競争も活発化し、経済の自由化、グローバル化そして情報化が著しく進展していった1980年代から1990年代を通じ、金融業界の中の保険業界も戦時体制・戦後体制ともいべき旧態依然とした規制下にあることはもはや許されない状況にあった。それまでの保険政策と日本保険市場の閉鎖性に対して海外（特に米国）から激しい市場開放要求を受け、日本政府も保険政策の大転換の必要性をようやく認識した。そして、1995年に保険業法は56年ぶりに大改正（施行は翌年）され、それにより護送船団行政に終止符が打たれた<sup>14)</sup>。

この20世紀後半の保険自由化後の生保事業においても、事業自体は依然として免許制であり、基本的に商品開発自体に特許も認められず、価格も差別化が難しく、売手と買手の間には情報の非対称性が存在する。

今後の研究課題としては、わが国の生保会社が「規模の経済性」を求めたグローバルな買収・統合をこの数年間に繰り返している事例を挙げて、その要因を検証したうえで、今後の経営課題と生保事業の展開の方向性について研究を進めることとする。また、それに関連して、21世紀の生保業のあるべき姿について、消費者意識や購買行動の変化といった側面からも分析・研究するなど、政策的状況と消費者との関係性を証明することで、もう一歩進めた考察が期待できるため、今後の課題として考えている。

(注)

1 準則主義とは、事業の経営に対して一定の準則を設定し、

- これを業者に遵守させる方式である。公示主義は、「事業の状況について一定の基準に基づく所定の事項」を、各事業体に公表（開示）させ、契約者だけでなく広く一般公衆が、その公表結果をチェックできるようにする方式である。国は業者が準則に違反しているか否かを監督するにすぎないので、公示主義とあわせて、形式的監督主義といわれる。形式的監督主義に対して、国家・行政当局の裁量権限を強め、事業の経営全般にわたり免許権、認可権、命令権を通じて経営実態に応じて具体的に監督する方式が実体的監督主義と呼ばれる。刀禰・北野 [1997] ,p.292.
- 2 山中 [1966] ,p.171.
  - 3 山中 [1966] ,p.308.
  - 4 1931年に最も完全な経験表である「商工省日本経歴生命表」が作成されて各社によって広く採用されたが、1926年に使用されていた死亡表および採用会社数は、英国17会社表23社、日本3会社生命表12社、統計局第二表(男子)5社、同男女合併表1社、アメリカ表3社、その他4社等であって、採用死亡表は区々であった。宇佐美 [1984] ,p.150.
  - 5 保険料と配当政策の変遷は、筒井 [2005] ,pp.51-54を参照。
  - 6 戦時期、とりわけ太平洋戦争期に財閥傘下企業の重化学工業比率は急速に高まり、同時に国策に沿った中国大陸、南方への積極的な進出を反映して、在外投資比率も高まっていたといわれる。これに対応するため、財閥の金融構造は、株式公開、財閥系金融機関の融資比率の上昇、そして以上で賄いきれない資金需要に対しては、日本興業銀行・戦時金融庫資金の導入や引受シンジケート団に依存した社債発行であった。生保会社は、引受シンジケート団に参加して以上のような社債発行を大量に引き受けた。米山 [2007] ,pp.39-40.
  - 7 徴兵保険は、1歳から15歳の男の子を被保険者として、その親が一定の掛け金を納付し子供が徴兵検査等で合格した場合、保険金を受け取ることができるというものがある。最初の徴兵保険引受会社は、1898(明治31年)年に設立された徴兵保険会社(のちの旧東邦生命)で、その後富国徴兵保険(のちの富国生命)、第百徴兵保険(のちの旧第百生命)、日本徴兵保険(のちの旧大和生命)が設立された。終戦以降の徴兵保険の販売中止と共に徴兵保険会社は生命保険会社に方向転換した。宇佐美 [1984] ,p.70、p.238.
  - 8 柴田 [2011] ,pp.287-288.
  - 9 生命保険協会 [1978] ,p.292.
  - 10 『昭和生命保険資料』第3巻 ,p.687.
  - 11 「まず新契約の制限を考慮」『中外商業新報』昭和10年2月4日
  - 12 『昭和生命保険資料』第3巻 ,pp.685-692.
  - 13 星他 [2006] ,p.88.
  - 14 大蔵省の戦後の金融行政を象徴する「護送船団方式」は

生保業界においても1社も破綻させないというものがあった。しかし、バブルの崩壊以降、金融機関の経営体力は急速に衰え、1997年4月の日産生命の破綻の頃には、奉加帳に名を連ねるだけの体力がある金融機関は極めて少なくなるなど、この方式による救済は限界を迎えていた。日経リサーチ [2007] ,p.10.

#### 【参考文献】

- 宇佐美憲治 [1984] 『生命保険業 100年史論』有斐閣  
 大矢野栄次 [2013] 『経済学で紐解く日本の歴史 上巻』同文館出版  
 岡崎哲二 [1994] 「日本一戦時計画経済と経済システムの転換」『社会経済史学』第60巻第1号  
 金子卓治 [1968] 「昭和の大恐慌と保険」『日本保険業史・総編』保険研究所  
 岸田真 [2009] 「第1次世界大戦から昭和恐慌期まで」『日本経済史 1600 - 2000 歴史に読む時代』慶応義塾大学出版会  
 國崎裕 [1977] 『生命保険 [第5版]』東京大学出版会  
 沢井実 [1995] 「戦前から戦後へ、企業経営の変容」『日本経営史』有斐閣  
 柴田善雅 [2011] 『戦時日本の金融統制—資金市場と会社経理—』日本経済評論社  
 杉山伸也 [2012] 『日本経済史 近世—現代』岩波書店  
 生命保険協会 [1978] 『生命保険協会 70年史』  
 武田晴人 [2009] 「戦前期日本における資本市場と生命保険会社の投資行動」『金融研究』日本銀行金融研究所, 第28巻2号  
 田畑康人・岡村国和 [2013] 『読みながら考える保険論』(増補改訂版) 八千代出版  
 筒井義郎 [2005] 『金融業における競争と効率性—歴史的視点による分析』東洋経済新報社  
 寺西重郎 [2011] 『戦前期日本の金融システム』岩波書店  
 刀禰俊雄・北野実 [1997] 『現代の生命保険 (第2版)』東京大学出版会  
 永江雅和 [2009] 「戦時経済から民主化・復興へ」『日本経済史 1600 - 2000 歴史に読む時代』慶応義塾大学出版会  
 日経リサーチ [2007] 「金融庁委嘱調査 金融機関の破綻事例に関する調査報告書」金融庁  
 原薫 [2011] 『戦時インフレーション—昭和12~20年の日本経済』桜井書店  
 原朗 [2013] 『日本の戦時経済—計画と市場』東京大学出版会  
 原朗 [1995] 『日本戦時経済研究』東京大学出版会  
 藤野正三郎・寺西重郎 [2000] 『日本金融の数量分析』東洋経済新報社  
 堀田一吉 [2002] 「戦後保険業の発展と保険政策の転換」『新世紀の保険』慶応義塾大学出版会  
 星岳雄・Anil Kashyap [2006] 『日本金融システム進化論』

日本経済新聞社

水島一也 [2006] 『現代保険経済（第8版）』千倉書房

米山高生 [1997] 『戦後生命保険システムの変革』同文館出版

米山高生 [2002] 「戦後の生命保険システム」『保険産業分水嶺』千倉書房

山崎志郎 [2011] 『戦時経済総動員体制の研究』日本経済評論

山中宏 [1966] 『生命保険金融発展史』有斐閣

【資料】

『昭和生命保険資料』[1970], 第3巻, 戦時期(1)

『生命保険協会会報』[1959], 第40巻第1号